



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

資料1

2018年9月13日
緊急企画「看護職にとってなぜ勤務間インターバル確保が必要か
—看護職の夜勤負担に関する調査研究報告会」

看護職の夜勤交代制の負担軽減に向けた 日本看護協会の取り組み

公益社団法人日本看護協会労働政策部看護労働課

なぜ看護職の夜勤交代制勤務負担軽減が必要か

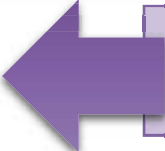
【背景～夜勤に関する課題】

1. 育児両立支援充実と子育て中職員の増加 → 夜勤減免対象者が約2割に
2. 就業者年齢の上昇（平均43歳）
3. 夜勤可能な一部の職員がより多くの夜勤をせざるを得ず、夜勤がますます過酷になった
4. 夜勤がより過酷になったため、夜勤ができない・したくない者が増える悪循環に陥った
5. 夜勤者確保のコスト（配置基準以上の雇用、手当の増額、など）が病院経営上問題に



人口減少社会にあって看護職集団も今後大幅な『若返り』はないと予想されるが多くの職場では体力のある若者を前提にした「夜勤」が主流

このままでは「夜勤」をする看護職員の確保はいつそう困難になる



**年齢が高くなっても
子育てや介護をしながらでも**



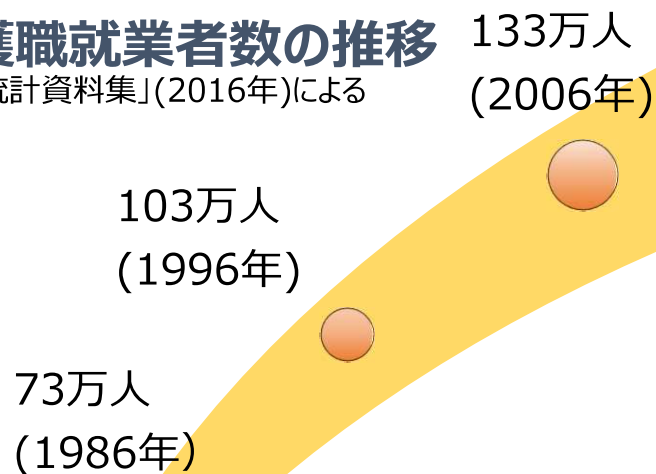
**無理なく続けられるよう、
「夜勤」そのもののあり方を変える必要がある**

安心・安全な医療・看護提供のための労働環境整備

看護職の現状

看護職就業者数の推移

※「看護関係統計資料集」(2016年)による



166万人
(2016年)

就業者数166万人

平均年齢43歳

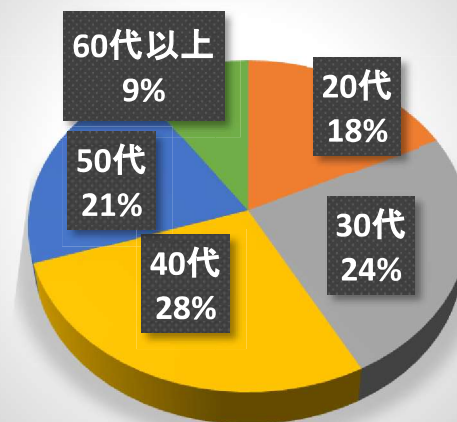
平均年齢(推計)の推移



※厚生労働省「衛生行政報告例」より作成

11人にひとりが60歳以上

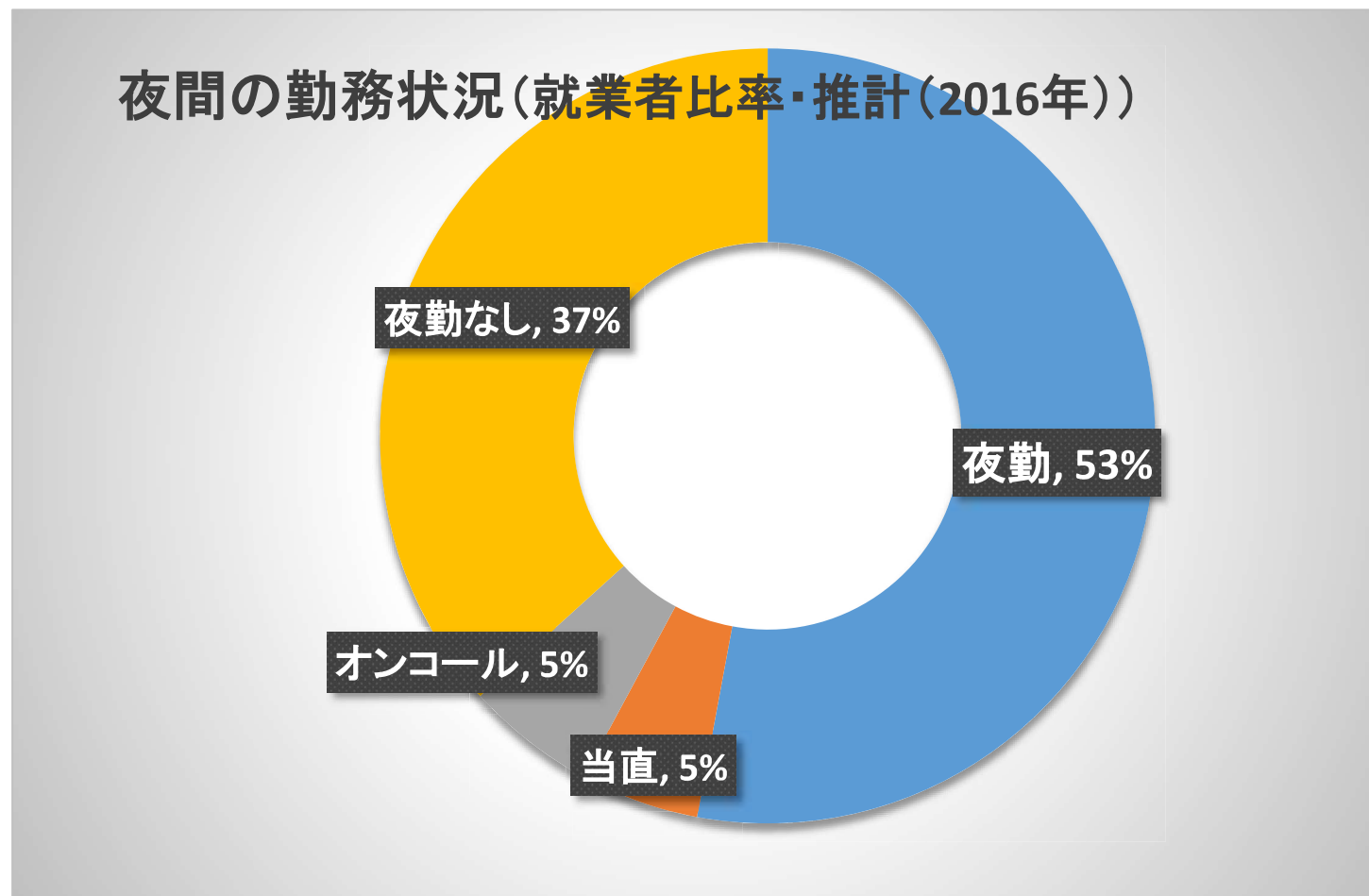
就業者年齢構成(2016年)



**55~59歳が
14万7561人**

夜勤従事者の比率

就業看護職員166万人のうち約88万人(53%)が夜勤に従事している



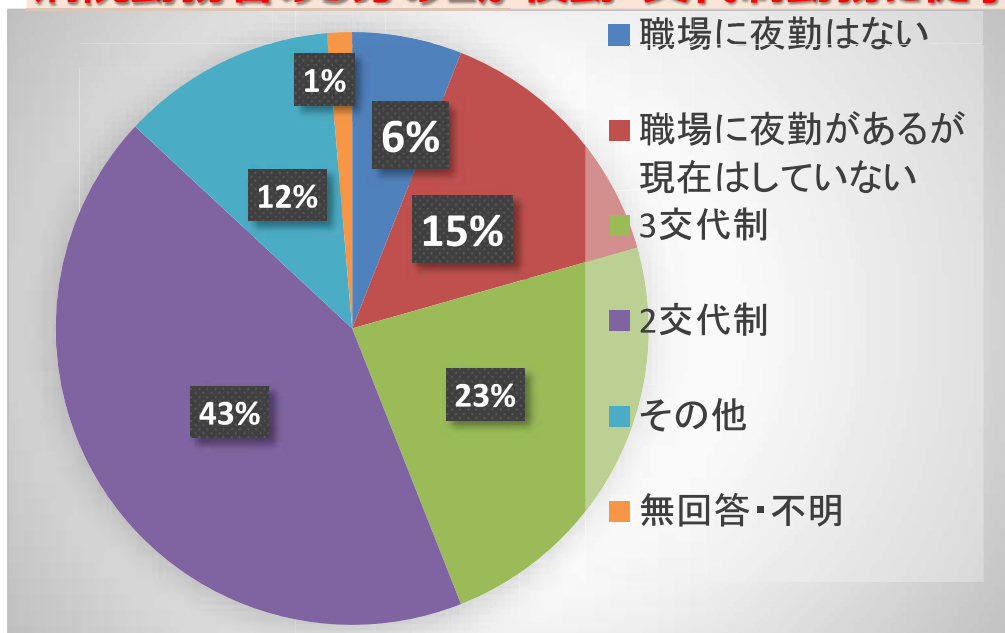
夜間の勤務状況別就業者数 = 就業場所別看護職員数 × 就業場所ごとの夜間の勤務体制

夜間の勤務体制：「看護職員実態調査」(2017年・日本看護協会)

就業場所別就業看護職員数：「看護関係統計資料集」(2016年)

病院勤務看護職の3分の2が夜勤・交代制勤務に従事 しかし約2割が夜勤をしておらず、夜勤者確保は一層困難に

病院勤務者の3分の2が夜勤・交代制勤務に従事

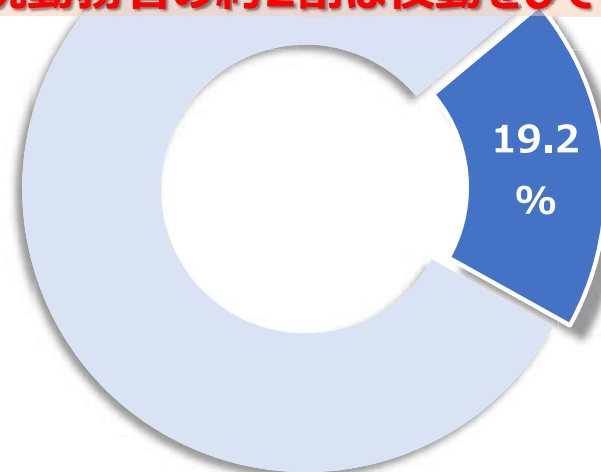


現在の夜勤の状況

(病院勤務看護職員1,882人の回答・2017年10月)

日本看護協会『2017年看護職員実態調査』による

病院勤務者の約2割は夜勤をしていない



看護職員（正規職員）のうち、夜勤をしていない職員の比率（病院回答・2017年10月）

※回答病院数2,935

2016年度の職員数 438,558人

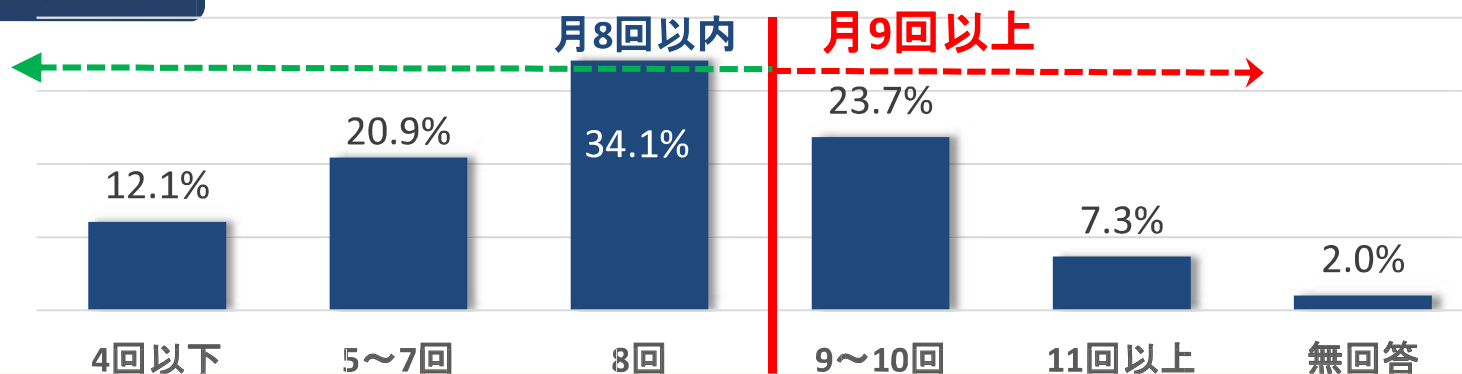
うち夜勤を行わない期間が1ヶ月以上看護職員数 84,038人

※「病院看護実態調査」(2017年・日本看護協会)による

看護職員の夜勤については「月8回以内を一応の目安としてその実現を図るべき」(昭和40(1965)年・人事院判定) ……しかし、実態は

3交代制

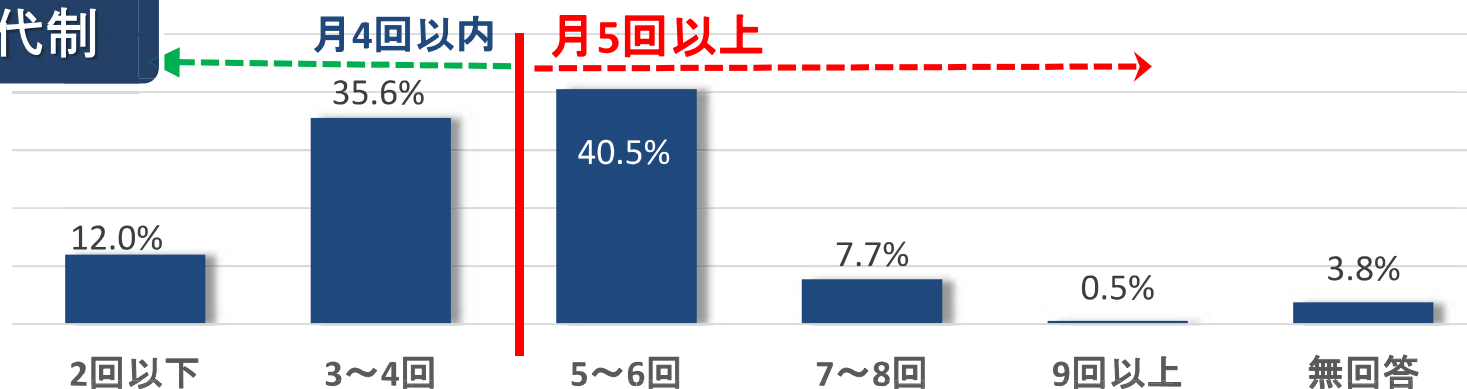
1ヶ月の夜勤回数(準夜勤・深夜勤の合計回数)



3交代勤務者の約3割が月9回以上の夜勤をしている

2交代制

月夜勤回数



2交代勤務者の約5割が月5回以上の夜勤をしている

※病院勤務・正職員で3交代制または2交代制に従事する者について集計。「看護職員実態調査」(2017年・日本看護協会)

病院勤務看護職員の勤務間インターバル確保状況

「勤務と勤務の最短間隔が11時間以下となることがあった」

3交代勤務 77%
(n=1,607)

2交代勤務 45%
(n=3,599)

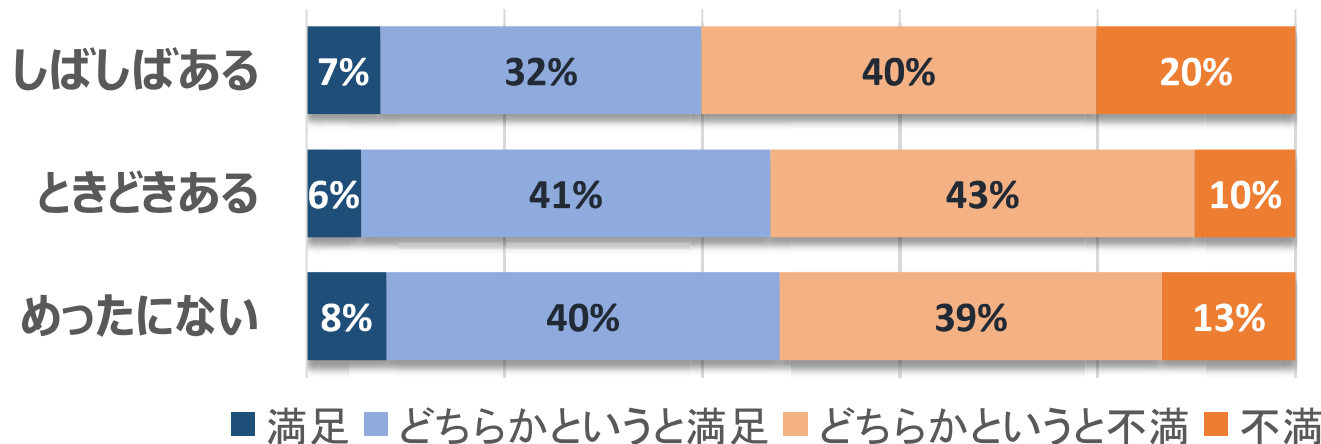
(H29年6月実績)



「最短間隔が11時間以下となる頻度は？」

めったにない(31%) ときどきある(49%) しばしばある(20%)

【図】「最短間隔が11時間以下となる頻度」と「勤務環境への満足度」



データ引用：平成29年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究（厚生労働省）～医療機関アンケート調査結果

※「図2」は上記調査結果を元に再構成した。

現行労働基準法は、 医療従事者の夜勤・交代制勤務に対する規制が不十分

現行の規制内容		不備な点	看護労働の実態
夜勤	満18歳未満者の 従事禁止・妊産 婦の従事制限	夜勤回数（時間数）の 上限基準がない	3交代勤務者の3分の1が 1回8時間で月9回以上の 夜勤（調査1）
交代制勤務	—	勤務と勤務の間隔（休 息時間）について最低 限確保すべき時間の基 準がない	3交代制勤務者の6割が、 勤務間隔6時間以下の勤 務をしている（調査2）
所定労働時間	1日8時間・週40 時間。ただし変 形労働時間制あ り	変形労働時間制のもと で1日の最長勤務時間 の基準がない	2交代制で16～17時間 の夜勤時間の採用施設が 約7割（調査3）
所定外労働時間	労使協定締結を 前提に上限は週 15時間・月45時 間等	労働負荷の高い交代制 勤務者に対するより厳 しい上限規制がない	看護師の過労死認定事例 相当の長時間所定外労働 をしている看護職が推定 2万人（調査2による推計）

調査1：2017年「看護職員実態調査」（日本看護協会）

調査2：2008年「時間外労働、夜勤・交代制勤務等緊急実態調査」（日本看護協会）

調査3：2013年「夜勤・交代制勤務ガイドラインに関する普及状況調査」（日本看護協会）

日本看護協会「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」(2013年)

勤務編成の基準

項目	基準
①勤務間隔	最低11時間以上の間隔をあける
②勤務の拘束時間	拘束時間は13時間以内とする
③夜勤回数	3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の勤務は労働時間に応じた回数とする
④夜勤の連続回数	最大2連続(2回)まで
⑤連続勤務日数	5日以内
⑥休憩	夜勤時は1時間以上、日勤時は労働時間・労働負担に応じて適切な時間数を確保する
⑦夜勤時の仮眠時間	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する
⑧夜勤後の休息(休日を含む)	2回連続の夜勤後は概ね48時間以上の休息を確保する。 1回の夜勤後は概ね24時間以上確保する。
⑨週末の連続休日	少なくとも月1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる
⑩交代の方向	正循環の交代周期とする
⑪早朝始業	早出の始業時刻は7時より前は避ける

看護職の夜勤交代制勤務の負担軽減に向け 改訂「労働時間等設定改善指針」への夜勤・交代制勤務での勤務間インターバルの確保と深夜業回数の制限に関する項目の盛り込みを要望

「働き方改革法」の施行（2019年4月）にむけた国の準備が進行している

- ◆ 「労働時間等設定改善指針」改正作業（労働政策審議会雇用環境均等分科会で審議）
- ◆ 法改正を受けて「指針」に「勤務間インターバル」「深夜業の回数」に関する記述を追加
- ◆ 改正「指針」（告示）は厚労省労働政策審議会を経て厚生労働大臣が決定する

改正される「労働時間等設定改善指針」に盛り込みを求める内容

- ① 常日勤者だけでなく、夜勤・交代制勤務における「勤務間インターバル」についても取り上げる
- ② 「深夜業の回数」とは夜勤・交代制勤務における「夜勤の回数」を含むものであることを明記し、「夜勤回数の制限」を職場の労使で話し合うべき項目とする
- ③ 業種・職種ごとの取組みは業種・職種の「指針」等を参照する旨記載する

「指針」に盛り込まれることで、取組みの必要性と、改善目標・取組みポイントが提示される

上記③に関連して「**看護師等確保基本指針**」（人材確保法関連）を改訂し夜勤・交代制勤務の負担軽減の具体的な改善目標と取組みを書き込むよう働きかけている

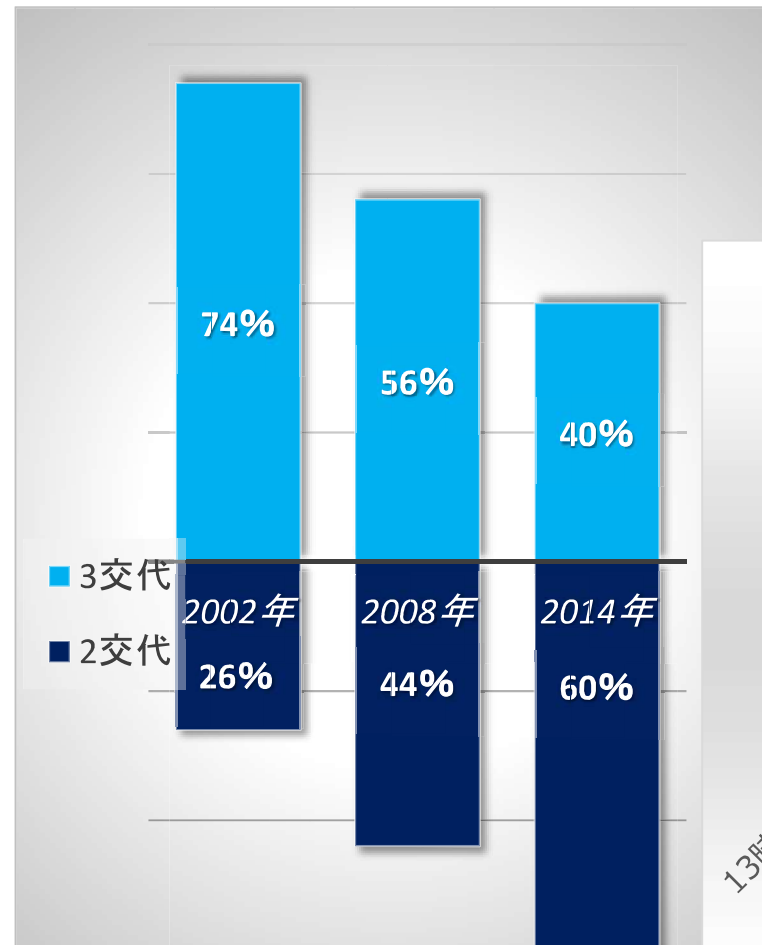
本会は、上記要望と並行して現場への取組み支援を強化する

参考資料

日本看護協会のこれまでの取り組み

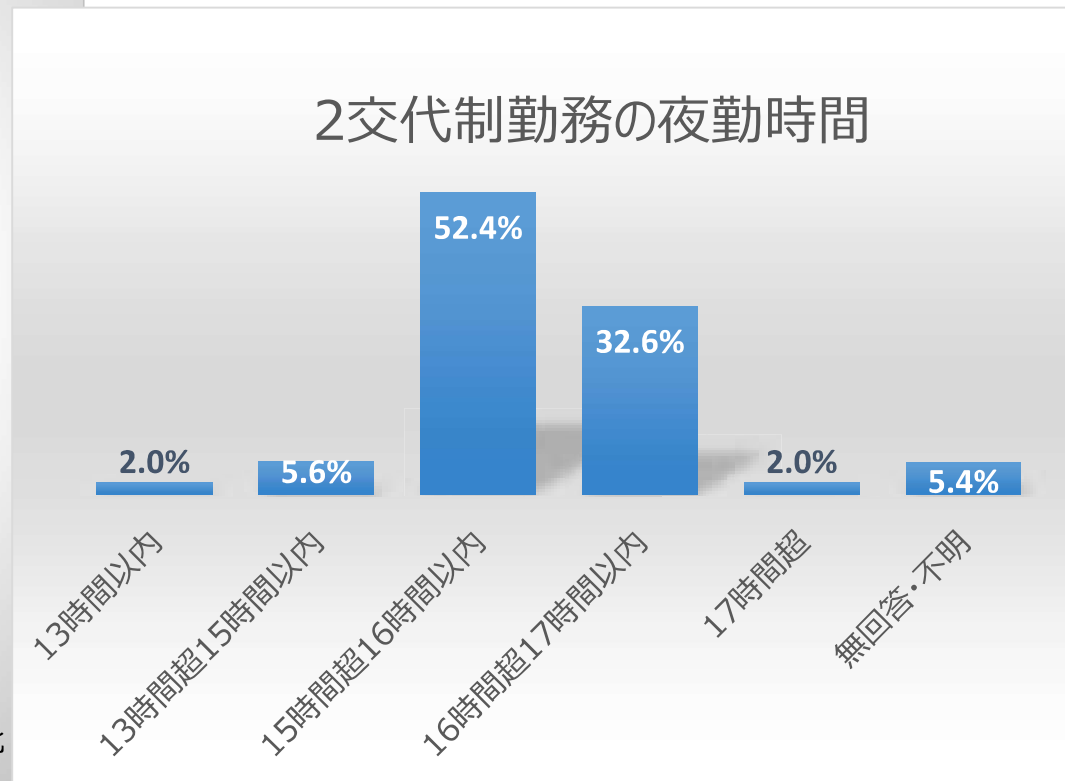
- **2008年、2人の20代看護師の過労死認定を契機**とした緊急実態調査の結果、過労死危険レベル(月60時間超)の時間外勤務をしている看護職員が約2万人(推計)にのぼることがわかりました。
- **2013年、「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を公表**、夜勤・交代制勤務の負担軽減の考え方と、「勤務間隔11時間以上」「夜勤回数は3交代制で月8回以内」などの改善目標を示し現場への情報提供を行ってきました。
- 診療報酬改定に際して、入院基本料の算定要件「病棟看護職員の**月平均夜勤時間数72時間以下**」の堅持を中央社会保険医療協議会に強く求めてきました。
- 毎年国に対し看護職の夜勤・交代制勤務の負担軽減に向けた労働時間規制導入を要望してきました。**2018年は「労働時間等設定改善指針」改訂に際し夜勤・交代制勤務での勤務間インターバルの確保と深夜業回数の制限に関する項目を盛り込むよう要望**しています。
- **2017年度、本会と、疲労研究の第一人者である(公財)大原記念労働科学研究所、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との合同研究**を通じ、総夜勤時間数の歯止め(72時間以内)と夜勤明けの勤務間インターバルの確保が重要であることが明らかになりました。

病院看護職員の交代制勤務(1)



※各勤務形態で勤務する病棟配置看護職員数の構成比
厚生労働省「医療施設調査」(2002～2014年)

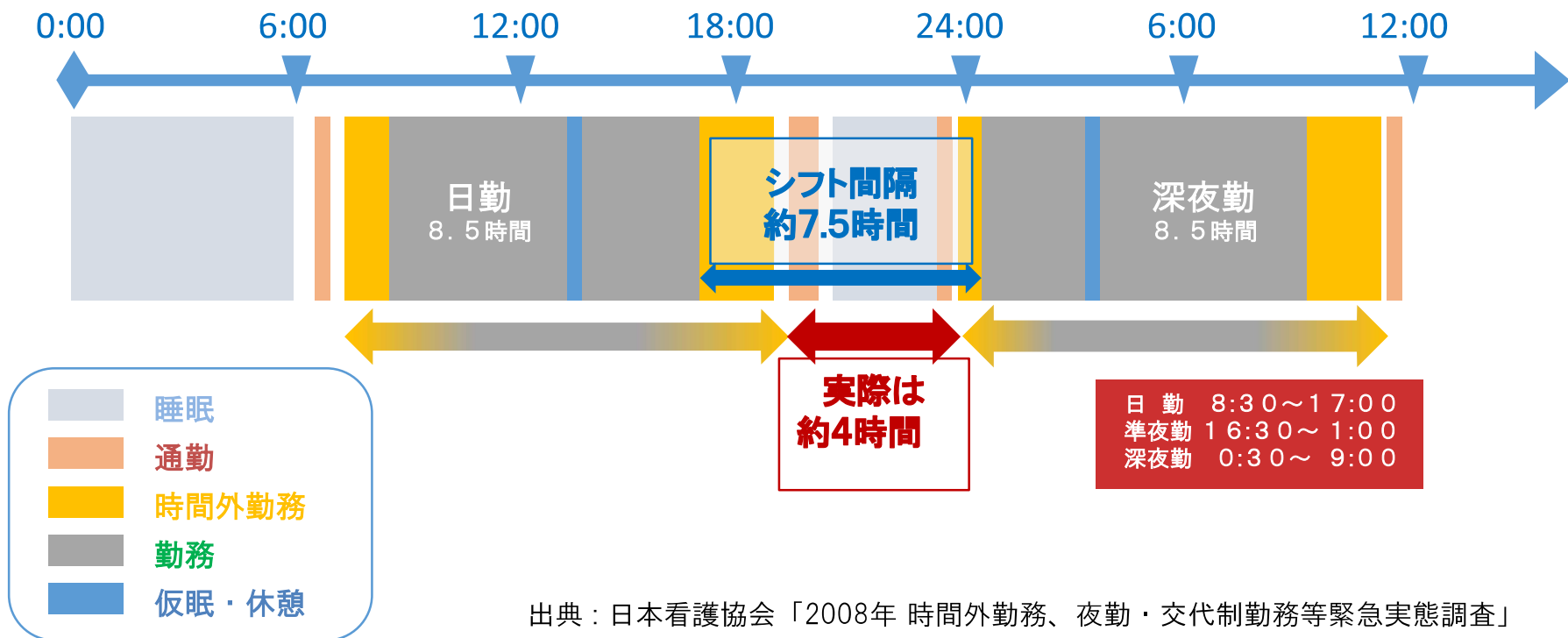
2交代制勤務者が約6割
2交代制勤務の夜勤時間は
1回15時間を超える長時間勤務



日本看護協会 2013年「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及等に関する実態調査

病院看護職員の交代制勤務(2)

3交代制での短い休息を挟んだ2日連続の勤務

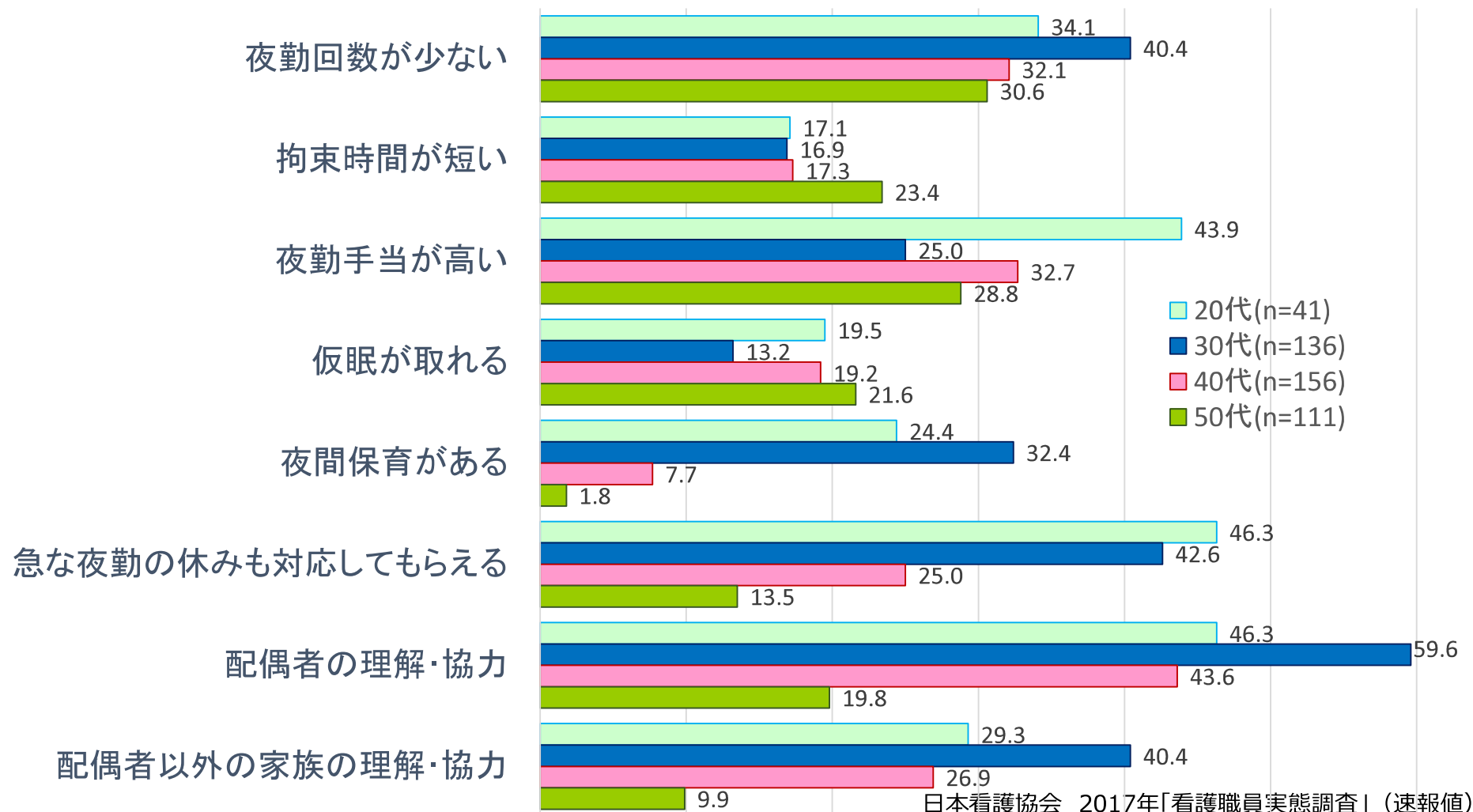


出典：日本看護協会「2008年 時間外勤務、夜勤・交代制勤務等緊急実態調査」

日勤の終了後、数時間後に深夜勤務に就くシフト編成は、3交代制をとる病院の多くで行われている。日勤の開始から翌朝の深夜勤務終了まで実質的に1昼夜以上、ほとんど休息なく働くという過酷な勤務実態となる。2008年の実態調査では、3交代制勤務者の6割がこのタイプのシフト編成で勤務していた。

夜勤を可能にする条件は？

「職場に夜勤はあるが現在はしていない(日勤のみ)」の看護職が回答した
「夜勤を可能にする条件」(複数回答)



病院勤務看護職員の勤務体制の変遷

1949（昭和24）年・労働省、宿日直勤務許可基準並びに「医師・看護婦などの宿直の取り扱い細目」を通知（昭和24年基発352号他）

2002（平成14）年・厚労省「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」通知（基発第0319007号、第1128001号）

2012（平成24）年【診療報酬】入院基本料「総合入院体制加算」要件に医師の勤務負担軽減（予定手術前日の当直禁止、交代制勤務の導入等）取組み求める

宿日直制（当直制）

1994（平成6）年【診療報酬】健康保険法改正により「付添看護制度」廃止。直接雇用による看護体制へ転換求める

1997（平成9）年【診療報酬】療養・老人病棟入院料算定要件「交代制」に。

1991（平成3）年・厚生省「看護業務検討会」の夜勤体制改善モデル事業（「完全分離型2交代制」総合大雄会病院）

2交代制（完全分離型）

2交代制（16時間夜勤）

1992（平成4）年【診療報酬】基準看護承認要件、勤務形態は2交代制も可

1998（平成10）年【診療報酬】基準看護承認要件、勤務形態は「交代制」とし3交代・2交代の区分不要に。

2013（平成25）年・日本看護協会「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」公表

2交代制（12～3時間夜勤）

1950（昭和25）年・【診療報酬】「入院料」に「完全看護加算」を創設（承認基準に「なるべく3交代制であること」）

1996（平成8）年・国立病院・療養所で2交代制導入の試行実施

3交代制（8時間夜勤）

1965（昭和40）年・人事院「2-8（ニッパチ）判定」、看護婦の夜勤月8日以内、1人夜勤廃止を改善目標に

変則3交代制（10～12時間夜勤）

1966（昭和41）年・労災病院で変則3交代制夜勤（「労災方式」）を導入

診療報酬(入院料)における夜間看護体制評価の変遷

①「2ー8(ニッパチ)」体制実現に向けた加算創設

【創設の契機】1992(平成4)年、「看護婦等の人材確保に関する法律」公布に伴い「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」(文部省・厚生省・労働省(告示))において「週40時間労働（完全週休2日制）普及等労働時間短縮の推進」、「複数を主として月8回以内夜勤体制の構築」の必要性が明記された。同年の診療報酬改定で「看護料」(当時)にこの実現に向けた増員に資する加算が新設された。

1992(平成4)年 夜間看護等加算

1994(平成6)年 夜間看護等加算

1996(平成8)年 夜間勤務等看護加算

3交代・3人夜勤
月平均夜勤回数9回以下

3交代・2人夜勤
月平均夜勤回数8回以下
2交代・16時間夜勤で
「月4回以内」
2交代・12時間夜勤で
「月6回以内」

3交代・4人夜勤
月平均夜勤回数9回以内

3交代・3人夜勤
月平均夜勤回数9回以下

3交代・2人夜勤
月平均夜勤回数8回以下
2交代・16時間夜勤で
「月4回以内」
2交代・12時間夜勤で
「月6回以内」

読み替え①

「○人夜勤」→「夜勤看護職員1人あたり患者数」

「4人夜勤」→「夜勤看護職員1人あたり患者数15人以下」
「3人夜勤」→「同20人以下」
「2人夜勤」→「同30人以下」

読み替え②

「夜勤回数」→「夜勤時間数」(例)「9回」→(=8時間×9回) 72時間
「8回」→(=8時間×8回) 64時間

夜勤看護職員1人あたり患者数15人以下、月平均夜勤時間数72時間以下

同20人以下、72時間以下

同30人以下、64時間以下

夜勤看護要員(看護職員+補助者)1人あたり患者数20人以下、月平均夜勤時間数72時間以下

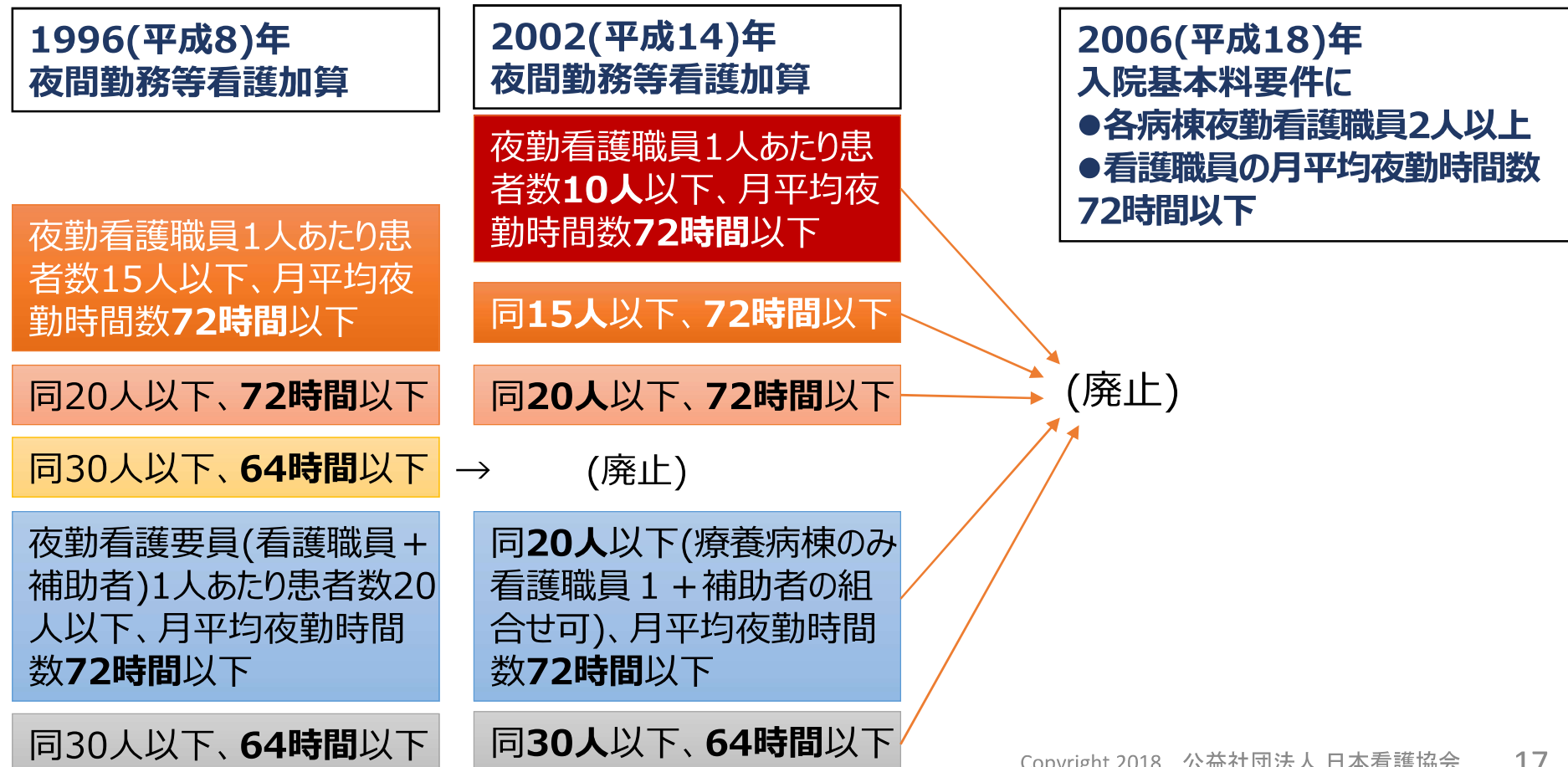
「看護職員の複数夜勤」に加え、「看護職員+補助者による複数夜勤」の評価を新設

同30人以下、64時間以下

診療報酬(入院料)における夜間看護体制評価の変遷

②「加算」の拡充を経て「加算」廃止・要件化(必須)

2000(平成12)年、入院患者の基本報酬は従来の「看護料」から「入院基本料」へ移行し、「夜間勤務等看護加算」は存続。2002(平成14)年改定で「30人以下・64時間以下」区分を廃止し、全加算の夜勤時間要件が「72時間以下」に（療養病棟については「30人以下・64時間以下」を存続）。2006(平成18)年改定で「夜勤看護職員2人以上・平均夜勤時間数月72時間以内」を入院基本料の要件とし、「加算」を廃止。



診療報酬(入院料)における夜間看護体制評価の変遷

③復活した「加算」で夜間看護体制を多角的に評価

2012(平成24)年改定で「看護職員夜間配置加算」(患者対夜勤看護職員12対1)を新設し「夜間の手厚い看護配置」の加算復活。2016(平成28)年改定で看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価した。

夜間看護体制の充実にに関する評価項目		看護職員夜間配置加算 (患者12対1, 患者16対1)	急性期看護補助体制加算 (夜間看護体制加算)	看護補助加算 (夜間看護体制加算)
加算算定に必要な実施項目数 (要件)		7項目中 4 項目以上	6項目中 3 項目以上	7項目中 4 項目以上
夜間看護体制の要件となる 各加算等の要件に関する項目	①勤務終了時刻と勤務開始時刻の間が11時間以上	○	○	○
	②勤務開始時刻が、直近の勤務の開始時刻より遅い時刻となる ※1	○	○	○
	③夜勤の連続回数2回以下	○	○	○
	④業務量の把握・部署間支援	○	○	○
	⑤看護補助者比率5割以上 ※2	○	○	○
	⑥看護補助者の夜間配置	○	—	(必須)
	⑦看護補助者への院内研修	—	—	○
	⑧夜間院内保育所の設置	○	○	○
項目①～③における対象者		看護職員	看護要員 (看護補助者含む)	看護要員 (看護補助者含む)

※1 ②は、3交代制勤務の病棟を有する保険医療機関のみの項目

※2 ⑤の看護補助者比率=(みなし看護補助者を除いた看護補助者数)/(みなし看護補助者を含む看護補助者数)
みなし看護補助者とは、施設基準に定める必要な数を超えて配置している看護職員を看護補助者とみなした場合のことをいう